

山ノ内町こども基本条例

私たちが暮らす山ノ内町は、ユネスコエコパークにも登録された雄大な志賀の山なみに囲まれた自然豊かなまちです。このまちの全てのこどもが、幼児期から豊かな自然と人々の暮らしの中に息づく伝統文化に触れ、ふるさとへの愛着と誇りを感じ、地域の人々に見守られながら、自尊心と他者を思いやる心、そして予測困難なこれからの社会を生き抜くためのたくましさやしなやかさを培い、幸せであることを願います。

全てのこどもは誰一人取り残されることなく、多様な個性と可能性を持つかけがえのない人としての尊厳が尊重され、基本的人権が保障されなければなりません。全ての人が持つ、生まれながらにして幸せに生きるための権利は、こどもであることを理由に侵害されることがあってはなりません。

児童の権利に関する条約の4つの原則である「差別の禁止」「こどもの最善の利益」「生命、生存及び発達に対する権利」「こどもの意見の尊重」の考えに基づき、こどもは守られる存在であるとともに、権利の主体であるという共通認識を全ての町民が持つことができるよう、ここに、こどもの権利や子育て支援に関する基本理念を示し、地域社会の未来を共に創造していくパートナーであるこどもの声に耳を傾けてその意見や考えを尊重し、町全体でこどもの育ちと学びを支える「こどもにやさしいまちづくり」を推進していくことを宣言し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、児童の権利に関する条約及びこども基本法（令和4年法律第77号）の考えに基づき、こどもは権利の主体であるという認識を全ての町民が共有し、こどもが誰一人取り残されることなく健やかに育ち学び、心身の状況や置かれている環境等に関わらず等しく権利が守られ、将来にわたって幸せな生活を送ることができる安全で安心なまちの実現に、地域社会全体で取り組むことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) こども 心身の発達の過程にある者をいう。
- (2) 保護者 親、祖父母又は里親など、こどもを守り養育する者をいう。
- (3) 町民 町内に住所を有する者、町内に勤務する者、町内で活動する者、及び町内に事務所又は事業所を有する法人その他団体をいう。
- (4) 育ち学ぶ施設 保育幼児教育施設、学校等教育施設、図書館等社会教育施設、その他こどもが育ち、学び、活動するために利用する施設をいう。

(基本理念)

第3条 こどもが安全で安心して育ち学ぶことのできるまちを実現するための基本理念は、次のとおりとする。

- (1) 一人ひとりのこどもを権利の全面的主体として尊重すること。
- (2) 一人ひとりのこどもの最善の利益を第一に考えること。
- (3) 一人ひとりのこどもの多様性に寄り添うこと。
- (4) 子育てしやすいまちづくりに地域全体で取り組むこと。

(こどもの権利)

第4条 児童の権利に関する条約の考えに基づき、こどもは生まれたときから次項に規定する権利を持つ個人として尊重され、大切に守られなければならない。

2 町、保護者、町民及びこどもが育ち学ぶ施設の関係者は、こどもが安全で安心して育ち学ぶことができるよう次に掲げるこどもの権利を尊重するものとする。

- (1) 生きる権利 こどもには、大切な命が守られる権利があり、虐待、暴力、いじめや差別を受けることがあってはならない。
- (2) 育つ権利 こどもには、持って生まれた能力を十分に伸ばし発揮できるように、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障され、保護者及び町民に愛され支えられながら自分らしく育つ権利がある。
- (3) 守られる権利 こどもには、幸せが奪われるような出来事から守られ、安全な環境で安心して過ごす権利がある。
- (4) 参加する権利 こどもには、自分の意見を自由に表し、様々な活動に参加する権利がある。

(町の役割)

第5条 町は、こどもの権利を保障すべく、保護者や町民及び育ち学ぶ施設(以下この条及び第7条において「町民等」という。)と協力し、次に掲げる施策に取り組むものとする。

- (1) こどもが安全で安心して暮らせるまちづくりに努めること。
- (2) こどもの意見表明を尊重し、こどもが地域社会に主体的に参加できるよう支援すること。
- (3) こどもに関する取組の情報を、こどもにわかりやすく伝えるよう努めること。
- (4) こどもの権利について、こどもと保護者や町民等に周知し、理解が深まるよう努めること。
- (5) こどもに関する施策を策定し、実施及び評価するにあたり、こども並びにこどもの育ちと学びに関わる当事者の意見を幅広く聴取し反映させるために必要な措置を講ずること。

(保護者の役割)

第6条 保護者は、こどもの育ちと学びに第一義的な責任を持ち、その健やかな成長を支えるとともに、第4条に規定するこどもの権利が守られるように努めなければならない。

(町民等の役割)

第7条 町民等は、こどもの権利を保障するため、地域全体でこどもを見守り、こどもの健やかな育ちのために協力し合い、こどもが安全で安心して暮らせるまちづくりに努めるものとする。

2 町民等は、保護者が前条に規定する役割を果たせるよう、必要な支援に努めるものとする。

(推進体制)

第8条 町は、第1条の目的を達成するため、教育、福祉、保健、青少年健全育成その他こどもの育ちと学びに関する部署が必要に応じて相互に情報を共有し、連携協力するものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長又は教育委員会が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。